

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、  
3月1日より、全サービス従事者に対して、  
PCR検査を集中的に実施します。(職種は問いません)  
3月31日迄に全ての従事者が、1回以上の検査を受けて  
いただきますよう、お願いします。  
(※具体的な申込方法等は後日改めてご案内します)

- 従事者への検査については、3月1日以降は従来の補助事業でなく、この制度を利用してください。
- 市と協定を締結した検査機関(後日ご案内します)に申し込んでください。  
※他の検査機関や医療機関での検査は本事業の対象外です。
- 検査の料金は無料です。(ただし、採取した検体を検査機関に送る際の送料はいったん事業所で負担となりますが、領収書がある場合は、既存の検査補助事業の申請ができます。)
- 回数上限は設けませんので、最低1回は実施いただき、以後期間内であれば何度でも活用してください。
- 全員を一度に検査する必要はなく、期間内に分けて検査してもかまいません。
- 「新規施設入所者への検査補助事業」は継続します。従来通りご活用ください。
- この検査は強制ではありませんが、感染拡大防止の観点から、全従事者が1回以上の検査を受けていただきますよう、お願いします。

#### 【検査対象事業者】

区分		対象施設及び事業所
高齢福祉関係	施設	特別養護老人ホーム(地域密着型も含む)、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅、特定施設入居者介護、短期入所生活介護、認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)、生活支援ハウス
	通所・訪問事業所	通所介護(地域密着型、認知症対応型も含む)、訪問介護、訪問看護、訪問入浴介護、小規模多機能型居宅介護(看護も含む)、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、通所リハビリテーション、訪問リハビリテーション、訪問介護相当サービス、生活援助型訪問サービス、通所介護相当サービス、ミニデイ型通所サービス、居宅介護支援、介護予防支援、特定福祉用具販売
障害福祉関係	施設	障害者支援施設、障害児入所施設、短期入所、共同生活援助、療養介護、宿泊型自立訓練、生活ホーム、福祉ホーム
	通所・訪問事業所	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、移動支援、生活介護、自立訓練(宿泊型自立訓練を除く)、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助、障害児通所支援事業所、地域活動支援センター、ワークホーム、精神障害者共同作業所、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、障害者基幹相談支援センター、日中一時支援
生活保護関係	施設	救護施設

<実施中の補助事業は、今後、次のように取り扱います。>

1 従事者に対するPCR検査について（「居宅介護支援、介護予防支援、特定福祉用具販売、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、障害者基幹相談支援センター、日中一時支援事業所」は2をご覧ください。）

① 2月28日まで

3月1日に検査を申し込んだ分から新制度になりますので、それまでの検査は補助事業による助成対象です。（3月19日までに申請）

② 3月1日以降

3月1日以降に検査を申し込む場合は、市と協定を締結した検査機関で検査を受けていただきます。検査料金は無料です。（市が直接検査機関に支払います。）

ただし、検体を検査機関に送付する際の送料は、いったん事業所で負担していただきますが、補助事業による助成対象です。（3月31日までに申請）

2 従事者に対するPCR検査について（「居宅介護支援、介護予防支援、特定福祉用具販売、地域移行支援、地域定着支援、計画相談支援、障害児相談支援、障害者基幹相談支援センター、日中一時支援事業所」のみ）

① 2月28日まで

3月1日に検査を申し込んだ分から新制度が始まります（補助事業による助成はありません）

② 3月1日以降

3月1日以降に検査を申し込む場合は、市と協定を締結した検査機関で検査を受けていただきます。検査料金は無料です。（市が直接検査機関に支払います。）

ただし、検体を検査機関に送付する際の送料は、いったん事業所で負担していただきますが、「この送料のみ補助事業による助成対象」とします。（3月31日までに申請）

3 新規施設入所者に対するPCR検査について

3月1日以降も引き続き実施中の補助事業が適用されます。（3月19日までに申請）

※このPCR検査事業は、従事者のみが対象となり、新規施設入所者は申込みできません。

※事業の詳細は、千葉市のホームページをご覧ください。（詳細が決まり次第、更新します）

<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/iryoeisei/seisaku/pcrkensakeihihojo.html>

【お問い合わせ先担当窓口】

施設種別	所管課	連絡先
高齢福祉関係	介護保険事業課	電話：043-245-5068 FAX：043-245-5621 Mail： <a href="mailto:kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp">kaigohokenjigyo.HWS@city.chiba.lg.jp</a>
障害福祉関係	障害福祉サービス課	施設支援班（障害者通所・入所）電話：043-245-5174 指導班（障害児）電話：043-245-5227 地域支援班（訪問）電話：043-245-5228 FAX：043-245-5630 Mail： <a href="mailto:shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp">shogaifukushi.HWS@city.chiba.lg.jp</a>
生活保護関係	保護課	電話：043-245-5241 FAX：043-245-5541 Mail： <a href="mailto:hogo.HW@city.chiba.lg.jp">hogo.HW@city.chiba.lg.jp</a>